

『小児かかりつけ医登録』のご案内

6歳未満のお子様の保護者様

平成28年4月より診療報酬の改訂により小児科「かかりつけ医」の登録ができるようになりました（診療報酬改定「小児かかりつけ診療料」）。病気だけではなく、予防接種、発達、栄養など何でも身近なかかりつけ医に相談でき、成長を手助けすることを目的としたもので、当院でもその手助けをしたいと考えています。

なお、登録は任意で、登録の有無で通常の診療が変わることはありません。また、窓口での負担は変わりません。

小児かかりつけ医について

当院に4回以上継続して受診され、当院を小児科かかりつけ医として登録していただいた方に、以下のような診療を行います。

1. 急病時の診察や対応方法、アトピー性皮膚炎・喘息などの慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として必要な指導や診療を行います。
2. 健診受診歴や健診結果を把握した上で、発達段階に応じた助言・指導を行います。健康相談や育児不安等の相談にも応じます。
3. 発達障害の疑いがある場合は、必要に応じて専門機関への紹介等を行います。
4. 予防接種歴を確認し、接種時期などスケジュール管理について指導を行います。また、予防接種の有効性・副反応に関する情報提供を行います。
5. 「小児かかりつけ診療料」について同意登録していただいた患者さんからの電話等による問い合わせに対応します。深夜や休診日などでやむを得ず対応できない場合は、子ども医療電話相談(#8000)や郡上市民病院にご相談ください。
6. 他の保険医療機関と連携の上、受診している保険医療機関を全て把握し、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。

上記内容にご了承いただけましたら、同意書にご署名をお願い致します。

該当する方には順次こちらからお声がけする予定ではありますが、ご希望の方はお申し出ください。ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

※引っ越しなど、事情により転医をご希望の場合、登録を解除しますのでお気軽にお申し付けください。

郡上こどもと地域のクリニック 松久 雄紀